

ID: 215

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	長門市営住宅条例 第49条		
例規番号	平成17年条例第144号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日